

福島町告示第9号

地方自治法施行令第158条第2項及び福島町会計事務規則第34条の規定により、次のとおり収納事務委託の承認及び指定代理納付者を指定したことを公示する。

令和5年2月17日

福島町長 鳴海 清春

1 収納事務委託の承認

福島町青少年交流センターの歳入に係る町への代理納付に関する事務

番号	委託者の名称	委託者の所在地
1	株式会社 しんきんカード	札幌市中央区北5条西5丁目2番5号 信金中央金庫ビル8F
2	三井住友カード 株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMB C豊洲ビル
3	株式会社 エスシー・カードビジネス	東京都港区新橋一丁目8番4号 SMB C新橋ビル

2 納付委託する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで